

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中70の項を71の項とし、19の項から69の項までを1号ずつ繰り下げ、18の項の次に次のように加える。

19	市長	熊本市障がい者相談支援事業受託事業者選考委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の規定により本市が実施する熊本市障がい者相談支援事業に係る受託事業者の選考について審議する。
----	----	-------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、熊本市障がい者相談支援事業受託事業者選考委員会を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。